横浜市行政不服審査会答申
（第144号）

令和６年９月10日

横浜市行政不服審査会

1　審査会の結論

「市民税・県民税賦課決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2　事案の概要

本件は、審査請求人が、令和４年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告をするに際し、「住民税・事業税に関する事項」について、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択（○印）しない確定申告書（以下「本件申告書」という。）を横浜中税務署長宛てに提出したことから、かかる申告情報を収受した横浜市中区長（以下「処分庁」という。）が、地方税法（昭和25年法律第226号。令和５年３月31日法律第１号による改正前のもの。以下「法」という。）第32条第13項本文、法第45条の３第１項本文、法第313条第13項本文、法第317条の３第１項本文及び横浜市市税条例（昭和25年８月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）第34条の２第１項本文の規定に基づき、総合課税方式によって審査請求人の市民税・県民税（以下「個人住民税」という。）の税額を算定し、令和５年６月１日付けで令和５年度の個人住民税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件申告書の記載に錯誤があったとして本件処分の取消しを求めるものである。

3　審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和４年度分の確定申告に際し、上場株式の配当所得について、住民税は申告不要を意図していたが、本件申告書の住民税に関する事項について「申告不要」に○を表示せず、誤って「自分で納付」に○を表示した。

審査請求人としては、本来、申告する意思がなかったので、本件処分の取消しを求める。

4　処分庁の主張の要旨

審査請求人は、令和５年３月６日に本件申告書を横浜中税務署に提出しているが、本件申告書の「住民税・事業税に関する事項」において、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択していない。

したがって、処分庁は、法第317条の３のみなし規定に基づき、本件申告書

の記載内容から個人住民税の税額を算定し、令和５年度の個人住民税を決定したものであり、本件処分は適法である。

個人住民税の納税通知書送達後に提出された修正申告の内容による申告不要方式の適用はできない。

５　審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「６　判断理由」に記載のとおりとしている。

６　審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「６　判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1)　法令の規定

ア　法第 32 条第 12 項は、「特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする。」と規定し、同条第 13 項柱書は、「前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。」と規定し、同項第２号は、「第 45 条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）」と規定する。

法第 45 条の２第１項は、「第 24 条第１項第１号に掲げる者は、３月 15 日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第 317 条の２第１項の市町村民税に関する申告書と併せて、賦課

期日現在における住所所在地の市長村長に提出しなければならない。…」と規定する。

法第45条の3第1項は、「第24条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書…を提出した場合…には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。…」と規定する。

法第313条第12項は、「特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする。」と規定し、同条第13項柱書は「前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。」と規定し、同項第2号は、「第317条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）」と規定する。

法第317条の2第1項は、「第294条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市長村長に提出しなければならない。…」と規定する。

法第317条の3第1項は、「第294条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書…を提出した場合…には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。…」と規定する。

イ　条例第 34 条第１項は、「第 21 条第１項第１号の者は、３月 15 日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。…」と規定する。

条例第 34 条の２第１項は「第 21 条第１項第１号の者が前年分の所得税につき所得税法第２条第１項第37号の確定申告書を提出した場合には、法第 317 条の３第１項及び第２項の規定により、その確定申告書が提出された日に前条第１項から第４項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前にその申告書が提出された場合は、この限りでない。」と規定する。

(2)　前提となる事実関係

本件においては、当事者間に争いがないと思われる事実及び審理手続に提出された証拠関係から容易に認められる事実として、次の事実関係が認められる。

ア　審査請求人は、個人住民税の賦課期日である令和５年１月１日に横浜市中区に居住しており、同年３月６日に上場企業等に係る配当所得の明細に関する事項を記載した本件申告書を横浜中税務署に電子申告により提出した。

イ　審査請求人は、本件申告書の「住民税・事業税に関する事項」について、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択（○印）せず、「給与、公的年金以外の所得に係る住民税の徴収方法」の「自分で納付」を選択（○印）していた。

ウ　処分庁は、法第45条の３第１項本文、法第317条の３第１項本文及び条例第34条の２第１項本文の規定に基づき、審査請求人の本件申告書の提出をもって令和５年度個人住民税の申告書を提出したものとみなし、その申告内容に基づき総合課税方式によって令和５年度個人住民税を算定し、令和５年６月１日付けで本件処分を行った。

エ　審査請求人は、令和５年６月 20 日、本件申告書の内容について、「住民税・事業税に関する事項」の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択（○印）し、「給与、公的年金以外の所得に係る住民税の徴収方法」の「自分で納付」を選択（○印）しないものに修正する修正申告書を横浜中税務署に電子申告により提出した（以下「本件修正申告」という。）。

(3)　本件処分の適法性及び妥当性

ア　本件処分の法適合性

法は、賦課期日（当該年度の初日の属する年の１月１日）現在、市町村内に住所を有する個人に対して住民税を課すこととしている（法第 24 条第１項第１号、第 39 条、第 41 条第１項、第 294 条第１項第１号、第 318 条。

このうち個人住民税の申告については、納税義務者において当該年度の３月 15 日までに所定の個人住民税の申告書を提出しなければならない（法第 45 条の２第１項、317 条の２第１項、条例第 34 条第１項）が、当該納税義務者が所得税の確定申告書を提出した場合には、当該個人住民税の申告書が提出されたものとみなされる（法第 45 条の３第１項本文、法第 317 条の３第１項本文、条例第 34 条の２第１項本文）。

そして、上場株式等に係る配当所得については、複数の課税方式があり、原則として当該配当所得の金額を除外して算定するものとされている（源泉分離方式。法第 32 条第 12 項、第 313 条第 12 項）が、個人住民税の納税通知書が送達される時までに確定申告書又は個人住民税の申告書が提出され、これらに当該配当所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは、原則として源泉分離方式は適用されない（法第 32 条第 13 項本文、第 313 条第 13 項本文）。ただし、この場合においても、確定申告書及び個人住民税の申告書に記載された事情その他の事情を勘案して、法第 32 条第 13 項本文及び第 313 条第 13 項本文の規定を適用しないことが適当であると市長村長が認めるときは、源泉分離方式が適用されることとされており（法第 32 条第 13 項ただし書、第 313 条第 13 項ただし書）、実務上、確定申告書に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択（〇印）した場合に、当該ただし書が適用される取扱いとなっている。

本件において審査請求人は、上場企業等に係る配当所得の明細に関する事項を記載した本件申告書を提出しているが、本件申告書の住民税・事業税に関する事項について、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択（〇印）しておらず、その他法第 32 条第 13 項本文及び第 313 条第 13 項本文の規定を適用しないことが適当であることを窺わせるような事情も記載していない。

そして、審査請求人は、本件処分があったことを知った年月日を令和５年６月１日としているところ、審査請求人が本件修正申告を行ったのは同月 20 日であるから、本件修正申告は、本件処分に係る納税通知書の送達後に行われたものであると認められる。

したがって、処分庁が、法第 45 条の３第１項本文、法第 317 条の３第１項本文及び条例第 34 条の２第１項本文の規定に基づき、審査請求人の本件申告書の提出をもって令和５年度個人住民税の申告書を提出したものとみなし、その申告内容から法第 32 条第 13 項本文及び第 313 条第 13 項本文に基づき総合課税方式によって令和５年度個人住民税を算定し、令和５年６月１日付けで本件処分を行ったことは、法令に則った適法なものであり、その他本件処分の妥当性を疑わせる事情も見当たらない。

イ　錯誤の有無と本件申告書の有効性

審査請求人は、本件申告書の記載内容に錯誤があり、実際は当該申告の意思はなかったと主張する。

この点、最高裁昭和 39 年 10 月 22 日第一小法廷判決（民集 18 巻８号 1762 頁）は、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）が申告納税制度を採用し、確定申告書の記載事項の過誤の是正につき特別の規定（修正申告および更生の請求）を設けた所以は、所得税の課税標準等の決定については最もその事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限る建前とすることで、租税債務を可及的速やかに確定せしむべき国家財政上の要請に応ずるものであり、納税義務者に対しても過当な不利益を強いる虞れがないと認めたからにほかならない。従って、確定申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白且つ重大であって、…所得税法の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、…法定の方法によらないで記載内容の錯誤を主張することは、許されないものといわなければならない。」としている。

そして、このことは、所得税の確定申告書の記載内容により個人住民税を賦課決定する場合でも異ならないから、個人住民税の賦課決定処分においても、申告書の記載内容の過誤の是正は、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、法の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税

義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合に限られるというべきである。

これを本件について見るに、本件における審査請求人の錯誤は、仮にその錯誤が真に存在していたとしても、客観的に明白かつ重大であるとは認められない。また、本件においては、審査請求人に対する納税通知書の送達までは修正申告が可能であったのであり、本件審理手続に現れた事情を総合的に考慮しても、上記の修正申告制度に対する例外を認めるべき特段の事情があるとも認められない。

したがって、審査請求人の錯誤に関する主張もまた本件処分を取消すべき事由とはならない。

(4)　結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却するべきである。

(5)　審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6)　結論

以上のとおりであるから、５の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

≪　参　考　１　≫

審理員の審理手続の経過

年　月　日	審　理　手　続　の　経　過
令和５年８月30日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和５年９月14日	・弁明書の受理
令和５年９月26日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和５年10月20日	・反論書等の提出再依頼
令和６年７月25日	・審理手続の終結
令和６年７月31日	・審理員意見書の提出

≪　参　考　２　≫

審査会の調査審議の経過

年　月　日	調　査　審　議　の　経　過
令和６年８月６日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和６年９月10日	・調査審議